

社会復帰の可能性のない死刑囚を 費用をかけ収監しておく意味があるか

- 1 死刑囚と絶対的無期刑囚のコストの比較
- 2 日本の場合
- 3 米国カリフォルニア州の場合

3 米国カリフォルニアの場合

西 美友加

(1) 総論

ア 2012年11月6日に行われた米国カリフォルニア州第34法案（=死刑を仮釈放のない終身刑で代替させるとの法案）の投票結果について

2012年11月6日、米国カリフォルニア州で、第34法案（Proposition 34）、すなわち、死刑を仮釈放のない終身刑で代替させるとの法案（以下、「本件法案」という。）に対する投票が行われ、53%対47%で本件法案は否決され死刑制度維持となったが、1978年に同州の死刑制度を定めた法案が71%の賛成票により可決されたことに鑑みると、死刑支持の世論の減少を示す結果となった旨、米国 Death Penalty Information Center の2012年11月7日付けプレスリリースは報じている（資料6）。

イ 本件法案に関するコストの議論について

本件法案に対する投票に先立ち、Judge Arthur L. Alarcón（連邦控訴裁判所（第9巡回区）判事）及び Paula M. Mitchell（ロヨラ（ロサンゼルス）ロースクール准教授）が、同州における死刑のコストに関し、

① 2011年2月1日付け論文 Executing the Will of the Voters?: A Roadmap to Mend or End the California Legislature's Multi-Billion-Dollar Death Penalty Debacle, 44 Loy. L.A. L. Rev. S41 (2011)（資料7）及び

② 2012年9月10日付け論文 Costs of Capital Punishment in California: Will Voters Choose Reform this November?, 46 Loy. L.A. L. Rev. S1 (2012)（資料8）

を発表している（以下、「本件論文」という。）。

本件論文は、本件法案の賛否に係る選挙に先立ち、死刑制度の存廃の問題を、同制度に係るコストの観点から検証し、選挙民に情報提供するものである。

(2) 本稿の目的について

日米で刑事法制の違いはあるものの、死刑制度の存廃を考えるにあたり、たとえば、米国カリフォルニア州では、死刑制度に対し、適正手続を確保するために、実際に、どのような手續が踏まれ、どのような問題提起及び議論がなされ、それらをクリアーするためにどれだけのコストがかかるといわれているの

か、日本の死刑制度の存廃を考える際に、考慮すべき要素として参考になると思われる所以、以下、本件論文の概要につき紹介する。なお、本件論文は、死刑制度廃止の立場から書かれているものであるが、ここでは、あくまでも、本件論文中で検討されている対象や要素に注目して、日本の死刑制度存廃の議論の呼び水となることを期待するもので、死刑制度存廃のいずれの立場を推奨するものではない点、ご留意頂きたい。

(3) 本件論文の概要

ア 本件論文で議論されている死刑のコストを検討する際のファクターについて
本件論文では、同州における死刑のコストを検討する際のファクターとして、概ね、

- ① 死刑囚の収監コスト
- ② 死刑事件の一審コスト
- ③ 死刑事件の上訴審コスト及び
- ④ 死刑執行方法にかかるコスト（違法性を争う手続コスト等）

を検討している。なお、本件論文は、上記各コストにつき、仮釈放のない終身刑にかかるコストからの追加費用としていくらぐらいかかっているかという検証方法を取っており、前者と後者に実際にかかるコストの比較は、両コストとも政府から公開されていないため、なされていない。

イ 死刑囚の収監コストについて

本件論文は、California Commission on the Fair Administration of Justice, Final Report (Gerald Uelmen ed., 2008) (資料9) の141頁の調査結果、すなわち「仮釈放のない終身刑の受刑者を収容する最善のセキュリティを備えた刑務所と比較して、死刑囚収監にかかる追加費用は、年間1人当たり9万ドルである（“the additional cost of confining an inmate to death row, as compared to the maximum security prisons where those sentenced to life without possibility of parole ordinarily serve their sentences, is

\$90,000 per year per inmate.”)。」との調査結果に基づいて死刑囚の収監コストを検討している（資料7の104頁、資料8の24頁注記108）。

この年間死刑囚1人あたり9万ドル（=1ドル100円計算で900万円相当）の追加費用という数字は、2005年3月6日付けロサンゼルスタイムズ記事中の矯正局報道官Margot Bloch女史の説明、すなわち、「一般の刑務所に比べ、死刑囚1人の収監には、各人が、独房を擁し、且つより多くの刑務官を必要とするため、年間9万ドル追加費用がかかる（“According to Corrections Department spokeswoman Margot Bach, it costs \$90,000 more a year to house an inmate on death row, where each person has a private cell and extra guards, than in the general prison population.）」との説明が根拠となっている（資料10）。

この追加的費用の内訳は定かではないが、上記矯正局報道官の説明、つまり、死刑囚が独房及びより多くの刑務官を必要とすることに加え、本件論文は、以下のような観点から追加的措置が必要となっていることを指摘している（資料8の23頁上段（1）ないし（5））

- ① 死刑囚は週7日彼らの弁護人との接見が許されている。
- ② 死刑囚は週7日外へのアクセスを許されている。
- ③ 死刑囚収監場所から死刑囚を病院に護送するのに、地理的に、より多くの費用がかかる。
- ④ ほとんどの死刑囚は、日用品の取得、グループでの宗教行事その他の活動に参加することができる。
- ⑤ ほとんどの死刑囚は、性質上長い時間をする係属中の裁判手続のためにより多くの郵送や記録管理を必要とする。

本件論文は、同州において、1978年以降、13件しか死刑執行がなされておらず、ほとんどが、死刑確定まで20年超を要し、死刑執行されることはなく、病死又は自殺しているという事実を前提として、「2005年当時

の年間死刑囚1人あたり9万ドルの追加的費用」を基準に、インフレ率を考慮し、各年の死刑囚の数を乗じて、1978年から2010年までの間に、10億ドル（=1ドル100円計算で1000億円）の追加的費用が支出された旨述べている（資料7の106頁注記239）。

ウ 死刑事件の一審（Pre-Trial and Trial）コストについて

死刑事件の一審コストについて、本件論文は、California Commission on the Fair Administration of Justice, Final Report (Gerald Uelmen ed., 2008)（資料9）の145頁が引用するDavid Erickson（カリフォルニア大学社会政策調査員）による調査結果（Capital Punishment at What Price: An Analysis of the Cost Issue in a Strategy to Abolish the Death Penalty (1993)），すなわち、「ロサンゼルス郡の会計検査院、地裁、検察官、弁護人、刑務所、及び司法協議会からのデータを検討した結果、死刑事件は、仮釈放のない終身刑を求める同等の殺人事件の審理に比べ、少なくとも120万ドル多くの費用がかかる（“Based on a study of data from the Los Angeles County Auditor-Controller, Los Angeles County Superior Court, Los Angeles prosecuting and defense attorneys, the Los Angeles County Jail and the Judicial Council, this study concludes that the enhanced cost of a death penalty case is at least \$1.2 million more than a comparable murder trial pursuing the alternative of life in prison without parole.”）。」等各種調査報告に基づいて死刑事件の一審コストを検討している（資料7の69頁ないし79頁）。

本件論文は、この追加的費用につき、内訳は定かでないとするものの、その理由につき、以下の点を指摘している（資料7の76頁ないし79頁）：

- ① 通常、死刑事件については、検察・弁護側双方2名ずつ死刑を担当する資格ある法曹が担当し、死刑事件のほとんどの被告人が貧しいため、その費用は公費によることとなる。

- ② 通常、死刑事件においては、弁護側に複数の調査員が必要となる。
- ③ 通常、死刑事件においては、主として量刑のフェーズ（＝死刑とするか、仮釈放のない終身刑にするか判断するフェーズ）において、弁護側に複数の鑑定人が必要となり、検察側もそれを反駁するための鑑定人が必要となる（仮釈放のない終身刑を求める事件ではこの量刑フェーズがない）。
- ④ 死刑事件においては、死刑を求刑しない殺人事件に比べ、陪審員の選定手続きにより長い時間を要する。
- ⑤ カリフォルニア州法上、死刑事件は、有罪無罪を判断するフェーズと、上記量刑フェーズの2段階を経る必要がある。
- ⑥ カリフォルニア州刑法上、死刑事件は、コートリポーターが全ての手続きを日々調書に残さなければならないとされており、平均的な死刑事件の調書は900枚を超える。
- ⑦ 死刑事件の長期化が刑事裁判所の人的資源の不足をもたらしている（ことによる悪循環）。

本件論文は、上記各種調査結果に基づき、平均的な死刑事件の審理には、約100万ドル（＝1ドル100円計算で1億円）の追加的な公的資金が費やされ、1978年から2010年までの間に、100万ドル×1940件（1978年以降970の死刑判決が下され、統計上陪審が50%の割合で死刑判決に至ることから、死刑事件の審理数は $970 \times 2 = 1940$ 件と考えられる）の19億4000万ドル（＝1ドル100円計算で1940億円）の追加的費用が支出された旨述べている（資料7の69頁ないし79頁）。

エ 死刑事件の上訴審(Automatic Appeals and State Habeas Corpus Petitions, Federal Habeas Corpus Petitions) コストについて

(ア) 州法

カリフォルニア州法上、全ての死刑判決は自動的に州最高裁に上訴

となり、死刑囚は、当該自動的上訴審において弁護人を付す憲法上の権利を有し、併せて、（連邦法上のものの他、州法上の）人身保護令状の申立権（身体拘束の違法性の審理を求める権利）（Habeas Corpus Petitions）を保障されている（資料7の80頁、資料9の123頁のチャート参照）。本件論文は、①California Supreme Court、②Habeas Corpus Resource Center、③Office of the State Public Defender、及び④California Attorney Generalの年間予算から、2009年のカリフォルニア州の当該自動的上訴及び人身保護令状申立手続にかかる裁判費用、検察官及び弁護人の費用として、年間585万4300ドルかかっているとして、1985年から2010年までの間に、9億2500万ドル（=1ドル100円計算で925億円）の公費が支出された旨述べている（資料7の80頁ないし88頁）。

(イ) 連邦法

加えて、連邦法上、死刑囚は、自己の身体拘束がアメリカ合衆国の憲法、法律又は条約に違反していることを理由に連邦裁判所に人身保護令状の申立てをすることができる（資料7の88頁、資料9の123頁のチャート参照）。本件論文は、当該連邦法上の人身保護令状の申立事件につき、CJA(Criminal Justice Act) Panel attorneyが弁護人に選任された場合の平均費用が1件あたり63万5000ドル、FPD CHUs(Federal Public Defender Capital Habeas Units)が弁護する場合の平均費用が1件あたり158万ドルであるとして、2010年現在の死刑囚の数を約700名に対し、CJA Panel attorneyが弁護人に選任される事件と、FPD CHUsから弁護人が選任される事件が、半々であると仮定して、63万5000ドル×350件+158万ドル×350件=7億7525万ドル（=1ドル100円計算で775億2500万円）の公費が必要となる旨試算している（資料7の88頁ないし99頁）。

オ 死刑執行方法に関する手続コストについて

本件論文は、薬殺による死刑執行について、(1) 2005年4月に英国の医薬誌 Lancet が、薬殺（致死注射）された49名の死刑囚を調査した結果、43%がその血液中のチオペンタールナトリウムでは未だ意識があった可能性を指摘し、以降、カリフォルニア州の薬殺による死刑執行手続の違憲性を争う死刑囚の主張に一定の論拠が見出しえるものとなった、(2) 致死注射には、3剤が用いられ、最初にチオペンタールナトリウムを注射して意識を失わせ、その後2剤により死に至らしめるものであるが、2009年に米国でのチオペンタールナトリウムの製造は中止され、外国からの輸入によっていたところ、2012年3月、連邦地裁が FDA (Food Drug Administration) による州刑務所のチオペンタールナトリウム輸入の許可を違法と判断した等の問題点を挙げ、薬殺刑の違法性を争う手続にも多大なコスト（但し、具体的金額の明示はない。）が生じている旨指摘している（資料8の24頁ないし30頁）。

カ 考察

米国カリフォルニア州の死刑にかかるコストの議論をみると、死刑に対する適正手続を定めそれを履践しようとすると必然的に時間及び労力がかかり、よって執行が遅れ、執行前に死刑囚が自然死となる等制度として機能せず、結果、機能しない死刑制度の維持のために多大なコストを公費でまかなうこととなり、税金を支払う市民に利益なき負担を強いるという事態が生じております、かかる事態を改善すべく如何なる手段を講じるべきかの観点から、死刑廃止（仮釈放のない終身刑で代替させる）が一選択肢として検討されており、日本の死刑制度のあり方を考えるにあたっても、検討要素として「適正手続」と「コスト」の関係、バランスを子細に検証するという視点は、参考になるものと思われる。

参考資料リスト

- 資料1：「被収容者1人1日当たりの収容費の使途別内訳（平成24年度予算）」・『解説／平成24年度矯正予算の概要』（刑政123巻6号）
- 資料2：平成22年版法務年鑑
- 資料3：平成22年版犯罪白書
- 資料4：平成23年法務省矯正年報
- 資料5：平成23年簡易生命表の概況
- 資料6：2012年11月7日付け米国Death Penalty Information Center
プレスリリース
- 資料7：2011年2月1日付けJudge Arthur L. Alarcón及びPaula M.
Mitchell著 Executing the Will of the Voters?: A Roadmap to Mend
or End the California Legislature's Multi-Billion-Dollar Death
Penalty Debacle, 44 Loy. L.A. L. Rev. S41 (2011)
- 資料8：2012年9月10日付けJudge Arthur L. Alarcón及びPaula M.
Mitchell著 Costs of Capital Punishment in California: Will Voters
Choose Reform this November?, 46 Loy. L.A. L. Rev. S1 (2012)
- 資料9：California Commission on the Fair Administration of Justice, Final
Report (Gerald Uelmen ed., 2008)
- 資料10：2005年3月6日付けロサンゼルスタイムズ記事

第一東京弁護士会
死刑に関する委員会

委員長 新井 宏明

副委員長 浜田 正夫

神 洋明

委 員 岡村 獻

大崎 康博

山本 隆幸

杉浦 正健

加毛 修

佐々木知子

野村 憲弘

湯山 孝弘

松村 龍彦

京野 哲也

西 美友加

三浦 繁樹

清水 保晴

大澤 寿道

山崎 勇人

松本 卓也

東妻 陽一

松尾 浩順

副会長 野村 憲弘 (2012年度)

松村 龍彦 (2013年度)

高下 謙壱 (2014年度)